

各月初日時点における 児童の属する世帯の階層区分		利用者負担金（月額：円）						
定 義	階層	保育標準時間			保育短時間			
		3歳未満児	3歳以上児		3歳未満児	3歳以上児		
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯（以下生活保護世帯等という。）	第1	0	0		0	0		
生活保護世帯等を除く市町村民税非課税世帯	第2	0	0		0	0		
市町村民税均等割課税世帯及び所得割課税額が48,600円未満の世帯	第3	13,600	0		13,500	0		
市町村民税所得割額の区分が右欄に該当する世帯	48,600円以上 57,700円未満	第4	21,000	0		20,700	0	
	57,700円以上 97,000円未満		21,000	0		20,700	0	
	97,000円以上 169,000円未満	第5	31,100	3歳児	4歳以上児	30,700	3歳児	4歳以上児
				0	0		0	0
	169,000円以上 301,000円未満	第6	42,700	0	0	42,000	0	0
	301,000円以上 397,000円未満	第7	56,000	0	0	55,100	0	0
397,000円以上	第8	72,800	0	0	71,600	0	0	

※同一世帯で2人以上の児童が入園している場合、年令の一番上の児童は全額、2人目は半額、その他の児童は無料となります。
 ※同一世帯から保育所の他に幼稚園や認定子ども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童も算定対象人数に含まれます。（但し、この場合は申請が必要です。）
 ※兄弟数は、小学校就学前の範囲内で年齢が高い順に数えます。
 ★市町村民税所得割合算額が57,700円未満であるときは、二人目、三人目の判定にあたっての子ども年齢に制限はありません。（扶養されている子どもが判定の対象になります。）
 ★保護者が扶養している児童（18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子）が3人以上ある、第3子以降の児童で市町村民税の所得割額の合算額が97,000円未満の世帯の児童の保育料は、無料になります。

※算定に用いる市町村民税の所得割額は税額控除前の額とします。
 ※表中の市町村民税額は、4月～8月分については前年度の税額とします。9月～3月分については当年度の税額とします。
 ※児童の属する世帯が第2～3階層と認定された世帯であっても、母子家庭等に該当する場合には別の利用者負担額表となります。
 ※市町村民税非課税世帯（第2階層）の第2子の無償化